

社会人のスキルアップを応援します！

専門実践教育訓練受講支援のご案内

専門実践教育訓練の指定を受けた講座を受講する場合、雇用保険の加入等所定の条件を満たしている労働者・事業主はそれぞれ給付・助成が受けられます。



社会人のみなさま

※訓練費用を受講者本人が負担する場合

専門実践教育訓練給付金の支給

【給付の内容】

- ・受講費用の50%が支給
- ・さらに、修了後1年以内に資格取得等した場合、受講費用の20%が支給

【支給の条件】

雇用保険の被保険者期間が3年以上（初めて支給を受けようとする方は2年以上）の在職者又は離職後1年以内の方
※直近の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに3年以上経過している方は支給対象

【受講前手続き】

受講開始の1ヶ月前までに原則本人の住所を管轄するハローワークに、あらかじめ交付を受けたジョブカードと『教育訓練申請給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票』を提出

※受講前手続きは、可否に関わらず手続きが可能です。時間に余裕をもって行ってください。

詳細はハローワークまでお問い合わせください。



企業のみなさま

※訓練費用を企業が負担する場合

人材開発支援助成金の支給

企業が従業員の職業能力開発のために専門実践教育訓練を受講させる場合、厚生労働省より「人材開発支援助成金」の支援が受けられます。

【給付の内容】

- ・専門実践教育訓練受講経費の助成
- ・専門実践教育訓練受講期間中の賃金の助成

※助成額は事業規模等により、企業ごとに異なります。

【支給の条件】

労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施する企業

【受講前手続き】

受講開始の1ヶ月前までに『訓練実施計画届』と、必要な書類を労働局へ提出

詳細は労働局までお問い合わせください。

アクセスマップ



五橋キャンパス (五橋駅南出口直結)

CSWスキルアッププログラムの授業は、五橋キャンパス内での開講を予定しています。

お問い合わせ

東北学院大学

東北学院大学 総務部 地域連携課
(CSWスキルアッププログラム事務局)

〒984-0075 仙台市若林区清水小路3-1 TEL 022-354-8140
E-mail csw-pro@mail.tohoku-gakuin.ac.jp